

■ 岬町個人情報の保護に関する法律施行条例（骨子案）に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について

貴重なご意見、ありがとうございました。

いただいたご意見と町の考え方は、次のとおりです。

■ 意見募集の概要

(1) 募集期間

令和4年10月5日（水曜日）～令和4年10月24日（月曜日）

(2) 募集方法

情報公開コーナー（役場1階）、保健センター、健康ふれあいセンター（ピアッツァ5）、淡輪公民館に閲覧用の資料を備え付けるほか、町ホームページで骨子案を公表しました。

意見は、所管課窓口への書面による提出、郵送、ファックス、電子メール、ホームページ回答フォームで受け付けました。

(3) 意見提出者

1人（内訳 岬町住民1名）

No	意見要旨	町の意見	反映
1	<p>2 条例で定めることができるとされている事項 (1)条例要配慮個人情報の内容(法第 60 条第 5 項)</p> <p>「条例要配慮個人情報」は「要配慮個人情報」に加えて、それ以外に「地域特性その他の事情」に応じて定めることができるものであり、“地域特性”だけによるものだけではない。そこで、「LGBT に関する情報」を「条例要配慮個人情報」に定めるべきではないか。</p>	<p>条例要配慮個人情報とは、地方公共団体等が保有する個人情報（個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」といいます。）で定めた要配慮個人情報を除きます。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別等が生じないようその取扱いに特に配慮を要するものとして条例で定める記述等が含まれる個人情報をいい、「LGBT に関する事項」、「生活保護の受給」、「一定の地域の出身である事実」等が想定されています。</p> <p>ご意見をいただきました「LGBT に関する事項」については、国の行政機関では保有することが想定されていないため、施行令で定める要配慮個人情報には含まれませんでした。</p> <p>「LGBT に関する事項」については、どのようなものが個人情報として該当するのかを定義することは難しく、</p>	B

		<p>本町においても関連する情報を収集しておらず、また、保有することも想定していないことから、現時点で条例要配慮個人情報として定めない方向で考えております。</p> <p>今後、いただいたご意見のもと、「L G B Tに関する事項」を条例要配慮個人情報とした場合の課題等について整理も行い、規定のあり方について引き続き検討してまいります。</p>	
--	--	---	--

■ **意見の内容**

「反映」の表示 A：意見を反映する B：今後の参考とする C：反映できない、意見の趣旨や内容が具体的でなく回答不能など

■ **お問合せ先** 岬町総務部総務課情報法制係 〒599-0392 大阪府泉南郡岬町深日 2000-1 TEL：072-492-2721